

令和 年度 市県民税 申告書付表（課税方式選択用）

住所		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名		電話番号	()

この付表は各年度の上場株式等の譲渡所得金額および特定配当所得等について異なる課税方式を選択される場合にご提出いただく書類です。提出の際は、下記の該当する□に「✓」を記入していただき、市県民税申告書と合わせてご提出ください。

1. 上場株式等の譲渡所得

- 市県民税では全額申告しません。（源泉分離課税とします。）
- 全額を所得税の確定申告どおりとします。
- 分離課税で申告します。市県民税で申告する所得は下記のとおりとします。

収入金額	所得金額	源泉徴収税額	
		所得税	住民税（譲渡割）
円	円	円	円

2. 上場株式等の配当所得等

- 市県民税では全額申告しません。（源泉分離課税とします。）
- 全額を所得税の確定申告どおりとします。
- 市県民税で申告する所得は下記のとおりとします。

申告方式	所得金額	源泉徴収税額	
		所得税	住民税（配当割）
<input type="checkbox"/> 総合 <input type="checkbox"/> 分離	円	円	円

3. 繰越控除

株式譲渡等	本年分の所得から差し引く繰越損失額	円
	翌年以降に繰り越される損失の金額	円
配当等	本年分の所得から差し引く繰越損失額	円

【提出が必要となる書類】

- ・市民税県民税(国民健康保険税)申告書
- ・特定配当所得等・特定株式譲渡所得等の特定口座年間取引報告書又は
上場株式配当等の支払通知書(コピー可)

【注意事項】

- ・申告しないことを選択できる上場株式等の配当所得等および譲渡所得等については、所得税 15.315%、市県民税 5%があらかじめ源泉徴収されているものとなります。(所得税 20.42%を源泉徴収されている所得、源泉徴収されない特定口座および一般口座での取引に係る所得については対象ではありません。)
- ・確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をし、市県民税で申告をしないことを選択した場合には、翌年度以降の市県民税の算定において、繰越控除は適用されません。
- ・原則として、該当年度の確定申告の申告期限までに、市県民税申告書もしくはこの付表の提出が必要となります。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。(納税通知書送達後に提出された場合は無効となります。)
- ・提出された市県民税申告書に別途所得や控除の記載がない場合は、譲渡、配当等以外の所得や各種控除については、所得税の確定申告書の内容どおりとします。